

群馬大学医学部保健学科専攻会議設置要項

令和 7. 4. 1 制 定

(設 置)

第 1 群馬大学医学部規程第 2 条第 2 項に規定する各専攻に専攻会議（以下「専攻会議」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 専攻会議は、各専攻に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成等に関すること。
- (2) その他専攻主任が必要と認める事項

(組 織)

第 3 専攻会議は、各専攻に所属する教員（非常勤講師を除く。）をもって組織する。

(議 長)

第 4 専攻会議に議長を置き、専攻主任をもって充てる。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した教員がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 専攻会議は、原則として月 1 回開催する。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(構成員以外の者の出席)

第 6 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議への付議)

第 7 第 2 の第 1 号による審議結果を医学部保健学科教務部会に付議するものとする。

(運 営)

第 8 専攻会議の運営は、各専攻において行う。

(要項の改廃)

第 9 この要項の改廃は、保健学科会議の議を経て、医学部長が行う。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。